



国九整 丘 建産許第 3 号  
令和 2年 4月 14日

(株) エイワ産業

木下 泰源 殿

九州地方整備局長 村山 一弥



### 特定建設業の許可について (通知)

令和 2年 1月 30日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

#### 記

許可番号	国土交通大臣 許可(特-2) 第 27324号
許可の有効期間	令和 2年 4月 14日から 令和 7年 4月 13日まで
建設業の種類	

建築工事業  
左官工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
板金工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業

大工工事業  
屋根工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 3月 14日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)